

(趣旨)

第1条 この告示は、地域における少子化対策の強化、三豊市(以下「市」という。)への定住の促進及び地域経済の活性化を図るため、若者の婚姻に伴う新生活に係る経費に対し、予算の範囲内で三豊市結婚新生活支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、三豊市補助金等の交付手続等に関する規則(平成18年三豊市規則第52号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住 本市の住民基本台帳に記載され、かつ、生活の本拠が本市にあることをいう。
- (2) 市内業者 補助金の交付申請時において、本市の市税を完納しており、かつ、本市の区域内で建築業、仲介業、販売業等を営む法人又は住所を有する個人をいう。
- (3) 事業年度 補助金の交付を受けようとする年度をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次の第1号から第14号までの各号のいずれにも該当する世帯又は第15号に該当する世帯とする。

- (1) 夫婦いずれかが令和5年4月1日以降に市の区域外から定住の意思をもって、本市に転入していること。
- (2) 補助金の交付申請をする日(以下「申請日」という。)の属する前年度の1月1日から事業年度の3月31日までにおいて婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
- (3) 申請日時点での所得証明書(1月から5月までの申請にあっては前々年分、6月から12月までの申請にあっては前年分)を基に、夫婦の所得を合算した金額(以下「世帯の所得額」という。)が500万円未満であること。この場合において、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。)の返済を現に行っているときは、当該世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を減じた額を世帯の所得額とする。
- (4) 補助対象となる世帯の居住する住宅が市の区域内にあること。
- (5) 夫婦いずれもが申請日において本市に住民登録をし、現に居住していること。
- (6) 夫婦いずれもが婚姻届が受理された時点で39歳以下であること。
- (7) 夫婦ともに次に掲げる講座等をいずれか一つ、交付申請時点で、受講等していること。
 - ア ライフデザイン支援講座(乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。)
 - イ プレコンセプションケアに関する講座
 - ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - エ 共家事・子育て講座(男性の家事・育児参画のための講座を含む。)
- (8) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護又は補助金と重複する他の公的給付を受けていないこと。
- (9) 夫婦の双方又は一方が日本国籍を有していない場合は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有すること。
- (10) 夫婦いずれもが、暴力団等の反社会的勢力の構成員でないこと。
- (11) 夫婦いずれもが、過去に婚姻に伴う新生活の支援に係る補助金の交付を受けたことがないこと。
- (12) 夫婦いずれもが、三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金を受けていないこと又は受ける予定がないこと。
- (13) 夫婦いずれもが、国、県及び市の住宅に係る補助その他この告示と同様の趣旨の補助を受けていないこと又は受ける予定がないこと。ただし、当該補助が請負工事契約が別かつ工期が別である次条第1項第2号に規定するリフォーム費用に係る補助の場合を除く。
- (14) 夫婦いずれもが、市税に滞納がないこと。
- (15) 内閣府及び市による本事業実施に係るアンケート等に協力すること。
- (16) 事業年度の前年度において請求した補助金の額が第5条第1項に規定する上限額に達しなかった対象世帯(以下「継続補助対象世帯」という。)。ただし、事業年度の前々年度以前に当該補助金の交付を受けた世帯を除く。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次に掲げる経費で、事業年度において夫婦いずれかが支払をしたものとする。

- (1) 住宅取得費用 婚姻を機に新たに住宅を取得する際に要した費用で、市内業者が建築し、又は市内業者により購入したものであること。ただし、土地購入代を除く。
- (2) リフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用で、市内業者により実施したリフォーム工事に係る

ものであること。ただし、次に掲げる費用を除く。

ア 倉庫又は車庫に係る工事費用

イ 門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用

ウ エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用

(3) 住宅賃借費用(婚姻を機に新たに住宅を賃借した場合) 礼金及び仲介手数料並びに賃貸借契約を締結した日の属する月の翌月以降に支払ったその住宅の賃料及び共益費の合計額。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 3親等以内の親族が所有し、又は経営する物件に賃貸借契約を締結し、居住している場合

イ 公営住宅、特定公共賃貸住宅、その他の公的賃貸住宅若しくは勤務事務所の官舎又は雇用促進住宅、社宅若しくは社員寮に居住している場合

(4) 住宅賃借費用(夫婦の一方が婚姻前に契約し居住している住宅に婚姻を機に他方が後に居住した場合) 婚姻した日の属する月の翌月以降に支払ったその住宅の賃料及び共益費の合計額。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 3親等以内の親族が所有し、又は経営する物件に賃貸借契約を締結し、居住している場合

イ 公営住宅、特定公共賃貸住宅、その他の公的賃貸住宅若しくは勤務事務所の官舎又は雇用促進住宅、社宅若しくは社員寮に居住している場合

(5) 引越費用 婚姻に伴う引越費用のうち、引越業者又は運送業者への支払に係る実費を対象とする。ただし、不要になった家財道具の処分に係る費用は除く。

2 前項に規定する補助対象経費について、勤務先から手当等が支給されている場合は、当該手当等の支給分を補助対象経費から控除するものとする。

3 継続補助対象世帯の補助対象経費は、前年度の補助対象経費となった経費で事業年度において支払をしたものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認める費用については、補助対象経費から除くものとする。
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用の合計額とし、次に掲げる額を上限とする。ただし、継続補助対象世帯については、当該額から前年度に交付を受けた補助金の額を減額した額を上限とする。

(1) 婚姻日における年齢が夫婦ともに29歳以下の世帯 60万円

(2) 前号以外の世帯 30万円

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を当該年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、継続補助対象世帯は、第1号から第4号までに掲げる書類の提出を省略することができる。

(1) 転入者本人(夫婦双方又は夫婦いずれか)の戸籍の附票

(2) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し

(3) 夫婦それぞれの所得証明書(1月から5月までの申請にあつては前々年分、6月から12月までの申請にあつては前年分)

(4) 奨学金返還証明書又は年間返済額が確認できる書類(貸与型奨学金の借入れがある場合)

(5) 世帯全員の住民票の写し(続柄及び世帯主の氏名が記載されたもの)

(6) 夫婦それぞれの市税に滞納がないことの証明書(完納証明書)

(7) 市内業者の市税に滞納がないことの証明書(完納証明書)

(8) 住宅取得費用の額及び工事請負契約書又は売買契約書等のその内容が確認できる書類(該当経費がある場合のみ)

(9) リフォーム費用の額及びその内容が確認できる書類(該当経費がある場合のみ)

(10) 住宅賃借費用の額と賃貸借契約書等のその内容が確認できる書類(該当経費がある場合のみ)

(11) 住宅の賃貸借契約締結に関して要した初期費用の額とその内容が確認できる書類(該当経費がある場合のみ)

(12) 引越費用の額とその内容が確認できる書類(該当経費がある場合のみ)

(13) 住宅手当等支給証明書(様式第2号) (会社等に勤めている場合のみ)

(14) アンケート

(15) 債権者登録申出書

(16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付及び額を確定したときは、結婚新生活支援事業補助金交付決定兼補助金額確定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第8条 申請者は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた場合は、速やかに結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付等)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに申請者に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消等)

第10条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、結婚新生活支援事業補助金交付決定取消等通知書(様式第5号)により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により当該交付決定を受けたことが判明したとき。

(2) 第3条に規定する要件を満たさないことが判明したとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第140号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和8年告示第144号)

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

(表)

年 月 日

三豊市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

結婚新生活支援事業補助金交付申請書

三豊市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、三豊市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 新婚世帯について

	申請者	配偶者
フリガナ		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
婚姻日	年 月 日	
婚姻日における年齢	歳	歳
所得金額	円	円
貸与型奨学金の年間返済額	円	円
補助対象経費に係る他の公的 制度の補助（予定を含む。）	有 ・ 無	有 ・ 無

2 補助申請額について（下記の該当費用のみ記入）

住宅取得費用	契約締結日	年 月 日
	① 費用	円
リフォーム費用	契約締結日	年 月 日
	② 費用	円
住宅賃借費用	契約締結日(※1)	年 月 日
	賃料	(1か月の家賃()円－住宅手当等()円)×()か月＝ 円
	共益費	1か月の共益費()円×()か月＝ 円
	礼金	円
	仲介手数料	円
	③ 小計	円
引越費用	引越日	年 月 日
	④ 費用	円
⑤ 合計 (①+②+③+④) (千円未満切捨て)		円
交付申請額		円

○ 夫婦ともに29歳以下の世帯は60万円、それ以外の世帯は30万円を上限とする（1,000円未満切捨て）。
※1 住宅賃借費用：新たに住宅を賃借した場合について、契約締結日を記入。

(裏)

3 講座等の受講確認（下記の講座等のうち、受講等したものに☑を記入）

ア ライフデザイン講座の受講 ☐

講座受講日	年 月 日
講座受講場所	

イ プレコンセプションケアに関する講座の受講 ☐

講座視聴日	年 月 日
-------	-------

ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談 ☐

相談日	年 月 日
-----	-------

エ 共家事・子育て講座 ☐

講座受講日	年 月 日
講座受講場所	

4 誓約に関する事項

私は、補助金の申請に当たり、下記事項を厳守し、及び同意することを誓約します。

記

- 1 申請時において、三豊市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第3条に掲げる全ての要件を満たしています。
- 2 補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合は、補助金の全部又は一部の補助金を返還いたします。
- 3 次に掲げる事項について、市長が、照会・確認をすることに対して同意します。
 - (1) 夫婦いずれもが、生活保護法の規定による保護又は補助金と重複するほかの公的給付を受けていないこと。
 - (2) 夫婦いずれもが、三豊市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けていないこと。
 - (3) 夫婦いずれもが、三豊市東京圏UJ1ターン移住支援事業補助金の交付を受けていないこと。

申請者氏名（署名又は記名押印）

配偶者氏名（署名又は記名押印）

添付書類

- (1) 転入者本人（夫婦双方又は夫婦いずれか）の戸籍の附票
- (2) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し
- (3) 夫婦それぞれの所得証明書（1月から5月までの申請にあつては前々年分、6月から12月までの申請にあつては前年分）
- (4) 奨学金返還証明書又は年間返済額が分かる書類（貸与型奨学金の借入れがある場合）
- (5) 世帯全員の住民票の写し（続柄及び世帯主の氏名が記載されたもの）
- (6) 夫婦それぞれの市税に滞納がないことの証明書（完納証明書）
- (7) 市内業者の市税に滞納がないことの証明書（完納証明書）
- (8) 住宅取得費用の額と工事請負契約書又は売買契約書等のその内容が分かる書類（該当経費がある場合のみ）
- (9) リフォーム費用の額とその内容が分かる書類（該当経費がある場合のみ）
- (10) 住宅貸借費用の額と賃貸借契約書等のその内容が分かる書類（該当経費がある場合のみ）
- (11) 住宅の賃貸借契約締結に関して要した初期費用の額とその内容が分かる書類（該当経費がある場合のみ）
- (12) 引越費用の額とその内容が分かる書類（該当経費がある場合のみ）
- (13) 住宅手当等支給証明書（様式第2号）（会社等に勤めている場合のみ）
- (14) アンケート
- (15) 債権者登録申出書
- (16) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

三豊市長 様

給与等の支払者
所在地
名称
氏名
電話番号
印

住宅手当等支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

ア 住宅手当等
支給期間 年 月 ～ 年 月
月 額 円

イ 初期費用手当 円

(2) 支給していない。

注意事項

- 1 住宅手当等とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当等の支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当等を支給している場合は、支給期間と手当額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

三豊市長 印

結婚新生活支援事業補助金交付決定兼補助金額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった三豊市結婚新生活支援事業補助金について、
下記のとおり交付を決定し、及び交付する額を確定したので、第7条第1項の規定により
通知します。

記

交付決定額兼交付確定額 円

(交付条件)

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

三豊市長 様

(交付決定を受けた者) 住所
氏名
電話番号

結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定兼確定通知を受けた三豊市結婚新生活支援事業補助金について、三豊市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先口座

金融機関名		支店名等	
口座種目	普通 ・ 当座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

備考 口座名義人は、交付決定を受けた者（請求者）と同一の者とする。

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

三豊市長 

結婚新生活支援事業補助金交付決定取消等通知書

年 月 日付けで交付決定した三豊市結婚新生活支援事業補助金について、
下記のとおり取り消し、又は変更したので、第10条第1項の規定により通知します。

記

- 1 取消し又は変更の内容
- 2 取消し又は変更の理由